

指定居宅介護支援事業 センターキュア 運営規程

第1条 (事業の目的)

有限会社センターキュアが開設する「指定居宅介護支援事業所センターキュア」が行なう指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業員が要介護状態にある高齢者に対して、適正な居宅介護支援事業を行うことを目的とする。

第2条 (運営の方針)

介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように努める。

第3条 (事業所の名称)

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 センターキュア
- (2) 所在地 千葉県館山市亀ヶ原751番地1

第4条 (職員の職種、員数および職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 常勤換算で1名以上
居宅介護支援業務を行い、要介護等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までの年末年始は除くものとする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時45分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条 (指定居宅介護支援事業の内容)

居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとする。

- (1) 相談の場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所。
- (2) 課題分析方法 居宅サービス計画ガイドラインとする。
- (3) サービス担当者会議開催場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所。
- (4) 居宅訪問の頻度 月1回は必ず居宅に訪問し、利用者に面接する。
1ヶ月に一回、モニタリングの結果を記録する。

第7条 (利用料等)

居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

第8条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、館山市・南房総市とする。他の区域は相談による。

第9条 (虐待の防止のための措置に関する事項)

事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2 前項(1)に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第10条 (その他運営に関する重要事項)

- (1) 指定居宅介護支援事業所 センターキュアは介護支援専門員の質的向上を図るために定期的な研修の機会を、また質の保証ができる業務体制を整備する。
- (2) 介護支援専門員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、介護支援専門員でなくなった後においても同様に秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は

利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、
予め文書により得ておくこととする。

- (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社
センターキュアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものと
する。

附則

この規程は、平成18年3月 1日から施行する。

この規程は、平成23年3月15日から施行する。

この規程は、平成24年2月 1日から施行する。

この規程は、平成31年2月25日から施行する。

この規程は、令和 3年4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年7月 1日から施行する。

居宅介護支援事業所センターキュア 運営規程の新旧対照表

新	旧
<p>平成23年3月15日から施行 第4条(2)介護支援専門員 <u>常勤換算で1名以上</u></p> <p>平成24年2月1日から施行 第3条(2)所在地 <u>千葉県館山市正木4582-2</u></p> <p>平成31年2月25日から施行 第3条(2)所在地 <u>千葉県館山市亀ヶ原751番地1</u> 第7条(2) <u>通常の事業実施地域は館山市・南房総市とし、通常の実施地域を越えて行う居宅介護に要した交通費は、その実費を徴収する。</u> 1 鋸南町 800円</p> <p>第8条 <u>通常の事業の実施地域は、館山市・南房総市とする。他の区域は相談による。</u> 第9条 (4) <u>この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社センターキュアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。</u> 附則 この<u>規程</u>は、平成18年3月1日から施行する。 この<u>規程</u>は、平成23年3月15日から施行する。 この<u>規程</u>は、平成24年2月 1日から施行する。</p>	<p>第4条(2)介護支援専門員 <u>1名(常勤、管理者と兼務)</u></p> <p>第3条(2)所在地 <u>千葉県館山市稲436番地-1</u></p> <p>第3条(2)所在地 <u>千葉県館山市正木4582-2</u> 第7条(2) <u>通常の事業実施地域は館山市とし、通常の実施地域を越えて行う居宅介護に要した交通費は、その実費を徴収する。</u> 1 <u>南房総市(旧、白浜町・千倉町・三芳村・丸山町・富浦町) 300円</u> 2 <u>南房総市(旧、和田町・富山町) 500円</u> 3 鋸南町 800円</p> <p>第8条 <u>通常の事業の実施地域は、館山市内とする。</u> 第9条 (4) <u>この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社センターキュアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。</u> 附則 この<u>規定</u>は、平成18年3月1日から施行する。 この<u>規定</u>は、平成23年3月15日から施行する。 この<u>規定</u>は、平成24年2月 1日から施行する。</p>

令和3年4月1日から施行

第9条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

（1）虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（4）前（3）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項（1）に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第10条（その他運営に関する重要事項）

令和4年7月1日から施行

第1条（事業の目的）

有限会社センターキュアが開設する「指定居宅介護支援事業所センターキュア」が行なう指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業員が要介護状態にある高齢者に対して、適正な居宅介護支援事業を行うことを目的とする。

第5条（営業日及び営業時間）

（2）営業時間 午前9時から午後5時45分までとする。

第6条（指定居宅介護支援事業の内容）

居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとする。

（新設）

第9条（その他運営に関する重要事項）

第1条（事業の目的）

有限会社センターキュアが開設する「指定居宅介護支援事業所センターキュア」が行なう指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護支援専門員その他の従業員（以下「介護支援専門員等」という）が要介護状態にある高齢者に対して、適正な居宅介護支援事業を行うことを目的とする。

第5条（営業日及び営業時間）

（2）営業時間 午前9時から午後6時までとする。

第6条（指定居宅介護支援事業の内容及び利用料等）

居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によ

(1) 相談の場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所。

(3) サービス担当者会議開催場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所。

第7条 (利用料等)

居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

第9条 (虐待の防止のための措置に関する事項)

(1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に十分に周知する。

第10条 (その他運営に関する重要事項)

(2) 介護支援専門員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、介護支援専門員でなくなった後においても同様に秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。

るものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは無料とする。

(1) 相談の場所 事業所の相談スペースとする。

(3) サービス担当者会議開催場所 当事業所相談スペースとする。

第7条 (利用料等)

(1) 指定居宅介護支援事業を実施した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(2) 通常の事業実施地域は館山市・南房総市とし、通常の実施地域を越えて行う居宅介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

1 鋸南町 800円

(3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、予め利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について事前に文書にて説明し、同意を得ることとする。

第9条 (虐待の防止のための措置に関する事項)

(1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

第10条 (その他運営に関する重要事項)

(2) 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、介護支援専門員でなくなった後においても同様に秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。